

令和8年第5回農業委員会総会議事録

令和8年5月19日（火）第5回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

農業委員 15人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者			
2番	赤井勝利		3番	小田正廣	4番	西村勉
			6番	平利一	7番	奥津忠和
8番	倉脇敏弥		9番	井藤孝久	10番	宮本武博
11番	藤川雅		12番	小川広文	13番	山田條一
14番	森立夫		15番	安達利延	16番	信谷昌吾

推進委員 9人

1番	谷岡貴寿	2番	兒玉公治	3番	泉登
4番	溝尾美恵子	5番	三輪金樹	6番	妹尾良和
		8番	大原砂利	9番	逸見則夫
10番	妹尾元弘				

欠席委員 4人

1番	神山順一	5番	奥津賢司	17番	藤本彰
7番	後藤保夫				

議事	議案第18号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第19号	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について
	議案第20号	現況証明に係る現況認定について

報告事項	法務局照会について
	完了届について
	農地法第18条第6項の規定による通知について
	利用権設定中途解約合意書について
	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画の変更 (権利の移転・受け手) について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	小寺 俊一
	主査	久川 一生

(開会時刻 午前 9 時 30 分)

小寺局長	只今から新見市農業委員会第5回総会を開催いたします。本日の出席は、24名です。欠席は1番神山委員、5番奥津賢司委員、17番藤本委員、推進委員7番後藤委員です。それでは、仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	改めまして皆様、おはようございます。今日を含めて後3回の総会となりました。7月まであとわずかです。本日も、スムーズな議事進行にご協力を、よろしくお願い致します。
小寺局長	ありがとうございました。それではここからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、4番西村委員、6番平委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が5件ございました。それでは、1番でございます。現地確認を5月11日に行っております。場所は新見市下熊谷、現況地目は田3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は4人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲渡人は、高齢で耕作が難しくなったため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。

赤井委員	2 番赤井です。確認を 5 月 5 日、平委員、谷岡推進委員、私の 3 名で行いました。譲受人が、この周辺を耕作されていますので問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 18 号 1 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第 2 番について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	次に、2 番でございます。現地確認を 5 月 11 日に行っております。場所は哲多町蚊家、現況地目は田 3 筆、畑 1 筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻と野菜、作業従事者は 3 人でございます。次に農地法第 3 条第 2 項各号の状況でございますが、まず、第 1 号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第 2 号から第 5 号は該当ありません。第 6 号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。12 番小川委員。
小川委員	12 番小川です。5 月 9 日に逸見推進委員、井藤委員、安達委員、私とで現地確認しております。場所は、蚊家小学校から北方面へ 1 キロ進んだ県道沿いにありました。●●●●番の畑以外は田植えもされており問題ないと思います。

会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 1 8 号 2 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。次に、3 番お願いします。
久川主査	次に、3 番でございます。現地確認を 5 月 1 1 日に行っております。場所は哲多町田淵、現況地目は田 5 筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は 1 人でございます。次に農地法第 3 条第 2 項各号の状況でございますが、まず、第 1 号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第 2 号から第 5 号は該当ありません。第 6 号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近隣を耕作している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。1 2 番小川委員。
小川委員	1 2 番小川です。5 月 9 日に逸見推進委員、井藤委員、安達委員、私とで現地確認しております。場所は、●●●●番●と●●●●番は哲多町田淵地内●●●●●●●●の裏にありました。●●●●番は、そこから 5 0 0 m 先の譲受人宅の裏にありました。全て、耕作されており問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

	●●●●番●は●●●●●●●●●●が牧草場にしています。
久川主査	現在、（現地に）柿の木、牧草がありますが、ブドウを植える計画予定で申請をいただきましたので果樹と記載いたしました。
会 長	事務局の方で、●●●●番●は牧草に訂正してください。他に、ご意見、ご質問ございませんか。 （意見、質問なし） ご意見、ご質問ございませんので、議案第 1 8 号 4 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手） 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。次に、5 番お願いします。
久川主査	次に、5 番でございます。現地確認を 5 月 1 1 日に行っております。場所は新見市上市および神郷下神代、現況地目は田 2 筆、畑 1 筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻と野菜、作業従事者は 2 人でございます。次に農地法第 3 条第 2 項各号の状況でございますが、まず、第 1 号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第 2 号から第 5 号は該当ありません。第 6 号ですが、譲渡人は、高齢で耕作が難しくなったため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。1 6 番信谷委員。
信谷委員	1 6 番信谷です。確認日を 5 月 6 日、会長、大原推進委員と行いました。場所は、●●●●番は●●●●●●から南方面 2 0 0 m 行ったところにありました。●●●●番は●●●●●●から足立方面に 2 0 0 m 先の川向にありました。●●●●番●は●●●●●●から哲西方面に 2 0 0 m
会 長	

	行った国道の左道下にありました。いずれも問題ないと判断しました。 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第19号農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、今回、新規の貸付けが6件出ています。再設定はありません。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を充たすと考えます。 1 番千屋井原、田2筆3年6か月間の使用貸借。 2 番千屋井原、田1筆3年6か月間の使用貸借。 3 番千屋井原、田1筆3年6か月間の使用貸借。 4 番千屋、田1筆5年の使用貸借。 5 番神郷下神代、田2筆3年6か月間の使用貸借。 6 番哲多町宮河内、田1筆5年の使用貸借。 と出ております。新規については、以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番より順次。推進委員2番。
兒玉委員	推進2番兒玉です。現地確認を5月14日に小田委員、泉推進委員と行いました。場所は、国道180号線●●地区●●●●●があります。そこから200m進み、さらに井原方面に500m行った先の道下に1番2番があります。田植えが終わっておりました。3番は、まだ田植えがされておられません。3番の場所は、1番2番のいちばん下に川がありその川の対面にあります。●●地区になります。全部に関して、(3番は)田ごしらえ、(1番2番は)田植えがされておりました。以上です。
会 長	

	4 番に入る前に、兒玉推進委員ご自身の申請に入りますので退室をお願いします。 (兒玉推進委員退室)
会 長	
小田委員	4 番について 3 番小田委員。 3 番小田です。現地確認を 5 月 1 4 日に泉推進委員、兒玉推進委員と行いました。場所は、●●●●●の南側にありました。以上です。
会 長	
大原委員	5 番をお願いします。 推進 8 番大原です。5 月 6 日に現地確認を、仲田会長、信谷委員と 3 名で行いました。場所は、J R ●●駅から南西に 5 0 m 先へありました。問題ないと思います。
逸見委員	
	推進 9 番逸見です。現地確認を 5 月 9 日、井藤委員、小川委員、安達委員、私で行いました。場所は、旧 ●●●小学校運動場の隣にありました。問題ないと思います。
会 長	
小寺局長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第 1 9 号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、新規は決定いたします。 (兒玉推進委員入室)
久川主査	続きまして、議案第 2 0 号現況証明に係る現況認定について事務局の説明をお願いします。 それでは、現況証明に係る現況認定につきまして、今回 2 件申請がございました。現地確認を 5 月 8 日に行っております。

会 長	それでは1番でございます。場所は新見市法曾、台帳地目は畑1筆ほか墓地です。現況地目は雑種地ほか墓地でございます。理由は、申請地は、前所有者が造成を行って墓地に付帯する庭として使用しており、平成元年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。 次に2番でございます。新見市法曾、台帳地目は畑1筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は、前所有者が車庫の建築を行って宅地として使用しており、平成元年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。
森委員	この件について、関係地区委員の説明を求めます。14番。 14番森です。5月6日に確認しました。記載のとおりです。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号について認定に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、認定といたします。続いて、報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	法務局照会につきまして、今回1件ございました。現地確認を4月3日に行っております。 それでは、1番ですが、場所は長屋、登記地目は田1筆、現況地目は山林という申請で、該当地の、●●●●番は時期不詳で山林となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。14番。 14番森です。現地確認を4月6日にしました。山林でした。以上です。
森委員	ここで10分間、休憩とします。

会 長	～ 休憩 ～
小寺局長	再開いたします。完了届について、事務局の説明をお願いします。 完了届が今回6件出ております。 1 番草間地内、農地法第4条、貯水槽用地及び管理用地、 総会日令和7年8月19日、完了日令和8年3月26日 2 番下熊谷地内、農地法第4条、駐車場、 総会日令和7年6月17日、完了日令和8年2月28日 3 番下熊谷地内、農地法第4条、駐車場、 総会日令和7年6月17日、完了日令和8年2月28日 4 番哲西町矢田地内、農地法第4条、圃場整備くぼだおし 総会日令和7年1月16日、完了日令和8年3月27日 5 番哲多町蚊家地内、農地法第5条、木材の貯木場 総会日令和7年9月18日、完了日令和8年4月10日 6 番神郷下神代地内、農地法第4条、農地改良進入路造成 総会日令和8年1月20日、完了日令和8年3月23日 以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。1 番より順次。
妹尾(良)委員	推進6 番妹尾です。神山委員から確認しました。新規就農者●●さんの件と聞いてます。完成しています。
赤井委員	2 番赤井です。2 番3 番、確認日は5 月5 日。場所は、下熊谷●●地区の●●●●の駐車場です。完成していました。
奥津(忠)委員	7 番奥津です。確認日、5 月1 1 日に行いました。
小川委員	1 2 番小川です。5 番について5 月5 日に確認しました。水田として綺麗に復元してました。
信谷委員	1 6 番信谷です。確認を5 月6 日にしました。進入路が完成してました。
会 長	続いて農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。

小寺局長	農地法第18条第6項の規定による通知について、6件でしております。1番から6番まで、新見地内、田1筆、6人共有名義です。解約理由は農地法第5条による売買するためということで出ているものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。8番。
倉脇委員	8番倉脇です。5月15日に確認しています。以上です。
会 長	続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	利用権設定中途解約合意書が1件でしております。場所は、哲西町大野部内、田2筆、解約理由は深田で耕作が困難であるためで出ております。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。推進10番。
妹尾(元)委員	推進10番妹尾です。現地確認5月11日、奥津委員、私の3名で確認いたしました。場所は、県道大野部線を入ったところです。かなり深い田です。問題ないと思います。
会 長	続いて農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画の変更（権利の移転・受け手）について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画の変更（権利の移転・受け手）について、1件出ております。場所は、大佐小阪部地内、田7筆、使用貸借について受け手の変更となっております。
会 長	この件について、関係地区委員より補足説明があればお願いします。
山田委員	確認日は、5月12日に行いました。場所は、●●●●●から小坂部方面に1.3キロ行ったところ左折しさらに1.5キロ先に集落がありその中にあります。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
久川主査	

会 長	令和7年度の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について（資料説明）
小寺局長	続きまして、その他ですが事務局からなにかありましたらお願いします。
会 長	次回の総会ですが、6月17日水曜日、午前9時30分から南庁舎3階大会議室で開催します。
久川主査	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。
会 長	次回の総会6月17日水曜日の総会前に、農地部会を開催する予定です。又、改めてご案内いたします。
	では、閉会とします。本日は、お疲れ様でした。（閉会挨拶）
	（閉会時刻 午前 10 時 55 分）

令和8年5月27日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____